

## 関連解説情報への連携機能追加について

— 『D1-Law.com判例体系』 —

平素より『D1-Law.com』をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび『D1-Law.com判例体系』において、以下の機能改修を行いましたので、お知らせします。

『金額算定解説データベース』、『民事訴訟書式解説データベース』、  
『紛争類型別要件事実解説データベース』への連携機能の追加(※詳細は別紙をご覧ください。)

より便利になった『D1-Law.com』をぜひご活用ください。

今後とも、弊社並びに『D1-Law.com』をご愛顧くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

お問い合わせ先【弊社 D1-Law.com サポート】  
フリーダイヤル : 0120-203-480  
(電話受付時間:9:00~17:30(土日祝日を除く))  
e-Mail : support-d1law@daiichihoki.co.jp

## 別紙

『D1-Law.com 判例体系』からの『金額算定解説データベース』、  
『民事訴訟書式解説データベース』、『紛争類型別要件事実解説データベース』収録解説の参照

『D1-Law.com 判例体系』の詳細画面に新設された関連情報ボタンをクリックすると、現在参照している判例と紐付く解説情報（『金額算定解説データベース』、『民事訴訟書式解説データベース』、『紛争類型別要件事実解説データベース』に掲載されている情報）が一覧表示されます。

## 【『D1-Law.com 判例体系』の詳細画面例】

平成4年4月16日/福岡地方裁判所/第1民事部/判決/平成1年(ワ)1872号

判例ID 25000004  
 著名事件名 福岡セクシャル・ハラスメント事件  
 事件名 損害賠償請求事件  
 裁判結果 一部認容  
 上訴等 確定  
 出典 判例時報1426号49頁  
 判例タイムズ783号60頁 等

本文目次 1/2 本文 要旨 解説

主文  
 一 被告丙及び被告株式会社乙は、原告に対し、連帯して金一六五万円及びうち金一五〇万円に対する昭和六三年五月二五日から、うち金一五万円に対する平成元年八月一三日から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。  
 二 原告のその余の請求を棄却する。  
 三 訴訟費用はこれを二分し、その一を被告らの負担とし、その余を原告の負担とする。  
 四 この判決は、仮に執行することができる。ただし、被告らが金七〇万円の担保を供するときは、右仮執行を免れることができる。

事実  
 第一 当事者の求めた裁判  
 一 請求の趣旨  
 1 被告丙及び被告株式会社乙は、原告に対し、各自金三六七万円及びひうち金三〇〇万円に対する昭和六三年五月二五日から、うち金六七万円に対する訴状送達の日の日翌日である平成元年八月一三日から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。  
 2 訴訟費用は被告らの負担とする。  
 3 仮執行の宣言  
 二 請求の趣旨に対する答弁  
 1 原告の請求を棄却する。  
 2 訴訟費用は原告の負担とする。  
 3 仮執行免脱宣言  
 第二 当事者の主張  
 一 請求原因  
 1 当事者  
 (一) 原告(昭和三二年生まれ)は、昭和五五年に西南学院大学の文学部外国語学科を卒業後、音楽関係行事の企画会社で会員のための会報編集担当として勤務する等した後、昭和六〇年一月に被告株式会社乙(以下「被告会社」という。)にアルバイトとして入社し、翌年一月からは、正社員として、同社の扱う雑誌のための編集長であった被告丙(以下「被告丙」という。)の下で取材、執筆、編集に携わり、昭和六三年五月二五日に退職

第一法規  
 シンプル表示

林弘子「労働判例百選」第7版>別冊ジュリスト165]70~71頁2002年11月【評釈本文】  
 山崎文夫「労働判例百選」第8版>別冊ジュリスト197]42~43頁2009年10月【評釈本文】  
 大村敦志「月刊法学教室」363号102~110頁2010年12月【評釈本文】

▼ 参照法令  
 日本国憲法  
 14条  
 民法  
 710条  
 715条  
 労働契約法  
 ▼ 連想判例  
 もっと見る  
 東京セクハラ(誠産出版会社D社)事件/平成15年7月7日/東京地方裁判所/民事第33部/判決/平成13年(ワ)23042号  
 損害賠償請求事件/平成7年3月24日/横浜地方裁判所/第2民事部/判決/平成4年(ワ)2024号  
 雇用契約存在確認等請求事件/平成12年8月29日/東京地方裁判所/民事第11部/判決/平成10年(ワ)884号  
 バイオテック事件/平成14年11月27日/東京地方裁判所/民事第19部/判決/平成13年(ワ)24498号  
 横浜セクハラ(建設会社)事件/平成9年11月20日/東京高等裁判所/第8民事部/判決/平成7年(ホ)1474号

関連情報

関連情報

【関連情報一覧の表示例】

関連情報一覧

28010413  
平成8年3月26日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成5年(オ)281号

▼金額算定 ▼民事訴訟書式 ▼要件事実

Check&Assist 金額算定解説データベース

No.	目次	概要
1	家事 Ⅲ 貞操侵害 1 夫権・妻権の侵害	性格の相違や転職をめぐって夫婦関係が悪化し、夫から夫婦関係調整の調停が申し立てられたが、妻の不出頭のため取り下げ。大腸癌手術の後に夫は自宅を出てマンションに転居し、その頃知り合った被告(被上告人)女性と肉體関係をもち、やがて同棲し、子をもうけた。

民事訴訟書式解説データベース

No.	書式タイトル・種別
1	貞操侵害(答弁書) (事実上の離婚、婚姻関係破綻)

紛争類型別 要件解説データベース

No.	訴訟物
1	不法行為に基づく損害賠償請求権

一覧内の各解説へのリンクをクリックすると新しいウィンドウが開いて、各データベースのリンク先を表示します。

【『金額算定解説データベース』の表示例】

Check & Assist 金額算定解説データベース

詳細(算定解説) 閉じる X

1 / 1 D1-Law.com判例体系へ

平成8年3月26日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成5年(オ)第281号  
最高裁判所民事判例集50巻4号993頁

算定ID: K0852

事実: 性格の相違や転職をめぐって夫婦関係が悪化し、夫から夫婦関係調整の調停が申し立てられたが、妻の不出頭のため取り下げ。大腸癌手術の後に夫は自宅を出てマンションに転居し、その頃知り合った被告(被上告人)女性と肉體関係をもち、やがて同棲し、子をもうけた。

算定項目	金額・算定根拠等
慰謝料	0円 被告の女性が原告の夫と肉體関係をもちた当時、原告(妻)と夫との婚姻関係が既に破綻していた場合、原則として原告には婚姻共同生活の平和の維持という権利または法的保護に値する利益はない。
婚姻期間	28年(判決時) 同居期間=20年余
原告の事情	妻。子2人。
被告の事情	スナックのアルバイト。夫が原告と別居する直前の昭和62年4月頃に客として知り合い、やがて肉體関係をもち、同年10月から同棲し、平成元年2月に同人との子を出産。

会社概要 商品に関するお問い合わせ 利用規約 法曹向け商品のご案内 プライバシーポリシー 特定商取引に関する法律に基づく表示  
Copyright © DAI-ICHI HOKI CO., LTD. All Rights Reserved.

【『民事訴訟書式解説データベース』の表示例】

書式・解説

シンプル表示 文字サイズ変更: 小 中 大

(第1編 民事財産法事件/第5章 不法行為等/C 不法行為をめぐる紛争) ▶ 目次確認

書式 貞操侵害

答弁書 ▼ 答弁書 答弁書 (事実上の離婚, 婚姻関係破綻)

▶ 参考判例  
▶ 要件事実解説

---

< 訴状

平成13年(ワ)第25号 損害賠償請求事件 (※1)  
原告 (※2) 山本花子  
被告 (※2) 川井 梅子

**答 弁 書 (※3)**

平成13年3月25日 (※4)

東京地方裁判所民事第4部ろ係 (※5) 御中

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里1丁目2番3号  
乙野法律事務所 (送達場所 (※6))  
被告訴訟代理人弁護士 (※6) 乙野 とも子 ©  
電 話 03-3891-0123  
F A X 03-3891-0124

第1 請求の趣旨に対する答弁 (※7)  
1 原告の請求を棄却する  
2 訴訟費用は原告の負担とする  
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否 (※8)  
1 請求原因第1項及び第2項の事実は認める。  
2 請求原因第3項の事実中、原告と川上太郎が平成12年10月25日に離婚した事実及び原告と川上との間に2

**解説**  
答弁書 (事実上の離婚, 婚姻関係破綻)

1) 事件番号, 事件名の表示方法については, 座論・答弁書概説注1)参照。また, 答弁書の提出及び直送については座論・答弁書概説注14)参照。  
2) 当事者の表示方法については, 座論・答弁書概説注2)参照。  
3) 答弁書の記載要領全般については, 座論・答弁書概説参照。  
4) 答弁書作成年月日については, 座論・答弁書概説注4)参照。  
5) 裁判所については, 座論・答弁書概説注5)参照。  
6) 訴訟代理人の表示方法については, 座論・答弁書概説注6)参照。  
7) 請求の趣旨に対する答弁については, 座論・答弁書概説注7)参照。  
8) 請求の原因に対する認否の方法については, 座論・答弁書概説注10)参照。  
9) 被告の主張については, 座論・答弁書概説注11)参照。

閉じる

【『紛争類型別要件事実解説データベース』の表示例】

紛争類型別 要件事実解説データベース

様 ログアウト 第一法規

付箋とメモ 収録内容 マニュアル

紛争類型別検索 体系検索 詳細条件検索 ▶ 検索履歴

---

詳細画面

← 一覧へ戻る ▼ すべて開く 付箋 プリント

訴訟物 不法行為に基づく損害賠償請求権 前のダイアグラム 1/1 次のダイアグラム

請求原因	抗弁	再抗弁	再々抗弁	再々再抗弁
<p><b>婚姻関係の侵害</b></p> <p>1 XはAとの間で婚姻していること 2 YはAとの間で性的関係を有したこと 3 請求原因2と4との間に因果関係があること 4 Xは精神的苦痛を被ったこと及びその数额は金100万円が相当であること</p>	<p><b>婚姻関係の破たん</b></p> <p>1 請求原因2の当時、XとAとの間の婚姻関係は破たんしてい...</p>	<p><b>特段の事情</b></p> <p>1 抗弁1にもかかわらず、YがXに対して損害賠償をすべき特...</p>		

ID: 10000545

※関連情報から閲覧できる解説について

第一法規が提供する以下のインターネット商品です。ご利用には別途ご契約が必要です。ご契約に関するお問い合わせは以下の電話番号で承っております。

電話番号（フリーダイヤル）：0120-203-694

【受付時間 9：00～17：30 ※土・日・祝日・年末年始を除く。】

『金額算定解説データベース』

交通事故、家事、労働事件の3分野における、金額算定に関わる事例の算定額、算定根拠に関する解説を収録したデータベースです。

<http://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/101198.html>

『民事訴訟書式解説データベース』

民事訴訟の各分野における訴状・答弁書・申立書の記載例、記載方法の解説、加工用フォーマットを収録したデータベースです。

<http://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/101419.html>

『紛争類型別要件事実解説データベース』

要件事実及びそれに関わる主張、立証時の解説を収録したデータベースです。

<http://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/101274.html>

以上